

岩手県告示第 457 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程を承認した。

平成 20 年 6 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

(1) 名称 花巻農業協同組合 代表理事組合長 藤原 徹

(2) 住所 花巻市野田 316 番地 1

2 農地保有合理化事業の実施地域

北上市、西和賀町、遠野市、釜石市、大槌町における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定により指定された地域をいう。）

3 農地保有合理化事業の種類

(1) 農地売買等事業（法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する事業をいう。）のうち、貸借にかかる事業

(2) 農地売渡信託等事業（法第 4 条第 2 項第 2 号に規定する事業をいう。）

4 承認年月日 平成 20 年 5 月 1 日